

小金井市子どもオンブズパーソン 令和7(2025)年度活動報告書



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

目 次

はじめに

I 小金井市子どもオンブズパーソンの概要

1 小金井市子どもの権利に関する条例	2
2 小金井市子どもオンブズパーソン	3
3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室	7
4 小金井市の概要	12

II 令和7年度の活動内容

1 子どもの権利学習について	14
2 広報啓発の状況	18
子どもオンブズパーソンからのメッセージ	23
3 相談活動の状況	24
4 申し立ての状況	31
5 事例紹介	32
6 令和7年度相談活動のまとめ	38

おわりに	40
------	----

巻末資料

小金井市子どもの権利に関する条例	42
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例	45
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則	48



はじめに

小金井市子どもオンブズパーソンは、「小金井市子どもの権利に関する条例」第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくることを目的に設置された独立性のある第三者機関です。令和4（2022）年に相談室を開設して以来、活動は4年目を迎えます。ここに、設置条例及び施行規則に定められた職務に基づき、令和7（2025）年度の活動をまとめた年次報告書をお届けいたします。

変化の激しい現代社会において、子どもたちを取り巻く環境は常に複雑化しています。学校生活、家庭、地域社会のなかで、子どもたちが発するSOSは多様であり、時に周囲のおとなが気づきにくい形で表れることもあります。私たちはどのような状況にあっても、条例が定める子どもオンブズパーソンの責務として、専門性のある立場から公正に職務を遂行し、独立性を保ちながら「子どもに寄り添う」姿勢を原点としてきました。一人ひとりの秘密を厳守し、子ども自身の気持ちや考えを尊重しながら、その子どもにとって一番良い方法を子どもとともに考えていくよう日々努めております。

私たちの使命は、「子どもの最善の利益を保障する」ことにあります。単に寄せられた相談に対する助言や支援にとどまらず、子どもの権利の侵害に関する申立てや自己の発意に基づき、必要な調査、調整、勧告等を行うことができることを背景に、権利侵害の早期発見及び予防に努めることが極めて重要です。子どもの視点に立ち、子どもにやさしいまちづくりに貢献するという制度の趣旨を、市の各機関や市民の皆さまから多大なるご理解と積極的なご協力をいただきながら、子どもたちにとって安心できる相談室を目指してまいりました。

令和7（2025）年度のスタートにあたる4月からは、3人目の子どもオンブズパーソンとして竹内麻子氏が新たに加わり、相談・救済体制のさらなる充実を図ってまいりました。子どもの権利に関する意識を高めるための積極的な取り組みとしては、令和5

（2023）年度からすべての市立小学校に出向き、6年生対象に子どもの権利授業を実施してきました。子どもの権利に詳しい竹内オンブズが加わったことにより、権利授業を受けた子どもたちが中学2年生になった令和7（2025）年度に、すべての市立中学校における子どもの権利授業を開始することができました。授業では「権利と気持ちの関係」をテーマに、普段の生活の中で起こりうる事例をもとにワークショップを行い、誰もが異なる感じ方や考え方を持っており、自分の感じ方も否定されないし、相手の感じ方も否定できないことを学び合いました。さらに12月には、相談室にて「オンブズクリスマスえんち」を開催し、多くの親子が気軽に足を運び、オンブズパーソンや相談・調査専門員とともに楽しみながら、相談室を身近に感じていただく機会にもなりました。えんちを楽しんだ後には、子どもたちが「今年頑張ったこと」や「苦しかったこと」といった心の内にある様々な感情を書き出して分かち合う場を設け、自分の気持ちを表現することの大切さを体験してもらいました。2月には『市報こがねい』の紙面において子どもオンブズパーソンの活動が大々的に特集され、市民のみなさまや子どもたちへ向けて、オンブズパーソ

ンの役割や相談室の存在を広く発信する大切な契機となりました。さらに3月には、これまで直接触れ合う機会が少なかった低学年の子どもたちにも子どもオンブズパーソンを知ってもらうため、学童保育所への出張交流事業を新たに実施いたしました。ワークショップを通じた温かい交流のなかで、子どもオンブズパーソンの存在を肌で感じ、記憶してもらうことができました。

学校での学習、地域社会への子どもの権利の普及啓発、あらゆる年代の子どもたちとの直接的な交流を通じて、日々のなかで生じる「モヤモヤした気持ち」をひとりで抱え込まず、安心して解放できる場所があること、自分の気持ちに寄り添ってもらうことで安心感を得られることなどを、子どもたち自身と共有できたことは、意義深い取り組みであったと実感しております。

現在、国の「こどもまんなか実行計画」においても、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等の重要性が施策として位置付けられています。そこで、「こどもの権利が侵害された場合の救済」といった項目が加わり、地方公共団体が設置する子どもオンブズパーソン等の相談救済機関への調査研究や事例周知、情報交換など、その取り組みをさらに後押しする動きが本格化しています。こうした社会的な機運の高まりのなかで、子どもを一人の尊重されるべき人間として認め、その意見に耳を傾け、そうした活動を通じて明らかになった子どもの現状を社会に発信していくことを通じて、「子どもの権利を実現する文化と社会をつくる」ことにつなげることが、今まさに求められているのではないのでしょうか。

相談室を開設当初から支えてくださった相談・調査専門員が退職されたのは、痛手となりましたが、ともにつくりあげてきた理念を引き継ぎ、今後の活動に生かしていく所存です。あわせて、2年間子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行ってくださった事務局職員の異動もありました。それぞれの献身的姿勢に、この場をお借りして、御礼申し上げます。

本報告書が、小金井市の子どもたちの現状と子どもオンブズパーソンの活動を広く知っていただくきっかけとなり、すべての子どもが安心して自分らしく生きられるまちづくりにつながることを切に願っております。最後になりますが、私たちの活動にご理解とご協力をいただきました市民のみなさま、ならびに関係機関のみなさまに心より感謝申し上げます。

小金井市代表子どもオンブズパーソン

半田 勝久



小金井市子どもオンブズパーソンの概要

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室
- 4 小金井市の概要

I-1 小金井市子どもの権利に関する条例

「小金井市子どもの権利に関する条例」は、平成21（2009）年3月の市議会定例会で可決され、平成21（2009）年3月12日から施行されました。

この条例の基となった「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は、平成6（1994）年に批准しています。

小金井市では、平成13（2001）年の「小金井市長期総合計画、第3次基本構想前期基本計画」及び「のびゆくこどもプラン 小金井」に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づく、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとしての子どもの権利条例制定の検討を記述しました。

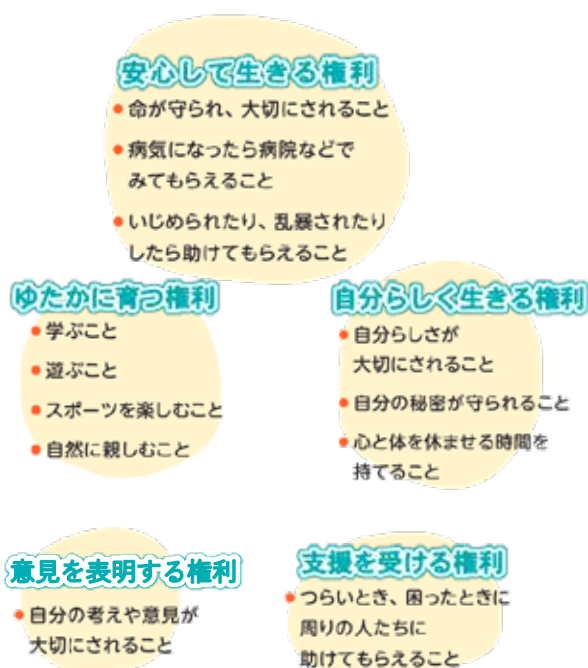
その後、平成15（2003）年9月4日に小金井市子どもの権利条例策定委員会に対し、「（仮称）子どもの権利に関する条例策定」について諮問し、平成18（2006）年3月30日に答申を受け、この条例の制定に至りました。

策定の経過では、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生世代の保護者と子どもたちへのアンケートや、市民会議・子ども会議の開催、パブリックコメント等を実施しました。

子どもの願い（前文）

- ・子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。
- ・子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。
- ・子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

大切な5つの権利



おとなの役割



I-2 小金井市子どもオンブズパーソン

1 経緯

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。その後、国においても児童福祉法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念を踏まえた形で改正するなど、子どもを権利主体とする子どもの権利保障の動きがある中、条例制定から10年経過したことを契機に子どもの悩みに関する実態を市内小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒にアンケート調査した結果、半数の子どもは悩みがある時だれかに相談できている一方、8人に1人が相談したいけどできないと感じていたり、4割の子どもは嫌なことがあったと記憶していて、その内の3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答しています。また、子どもが相談するのは家族や友達が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことや、学校と家庭以外に知り合いがいない子どもが3人に1人いるという地域の希薄化が伺える調査結果も判明しました。（青少年問題協議会子どもアンケート（2019年10月実施））

このことから、相談先に挙がっていた家族や友人など身近な人からの権利侵害については、相談しづらい状況があると分析し、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と考え、小金井市子ども・子育て会議内に子どもの権利部会を設置し、検討を開始。下記のような経過を経て、令和4（2022）年4月に市長が子どもオンブズパーソンを2名委嘱、9月から相談室を開設し、相談等の活動を開始しました。

年 月	内 容
2009（H21）年 3 月	「小金井市子どもの権利に関する条例」制定
2018（H30）年 12 月	平成30年第4回市議会定例会にて30 陳情第37号「子どもの最善の利益を保証する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書」が採択
2019（R1）年 10 月	市立小学校4年生から中学校3年生約4,800人を対象に「子どもの悩みや考えの実態」に関するアンケートを実施
2020（R2）年 3 月	「のびゆくこどもプラン 小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制の充実に向け、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始
2021（R3）年 5 月	「（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）」についてパブリックコメントを実施（17人、延べ意見60件） キッズカーニバルにて「子どもの権利救済機関設置に向けた説明会」及び子どもの意見聴取（WEB アンケート）を実施
同年 12 月	令和3年第4回市議会定例会に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を上程
2022（R4）年 2 月	子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が市議会で全会一致可決

2 制度

小金井市子どもの権利に関する条例第16条の規定に基づいた、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の仕組みとして、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例及び小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則では、下記のとおり定めています。

(1) 設置目的（第1条・子どもの権利に関する条例第16条）

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる。

(2) 職務内容（第3条）

- ・子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- ・子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

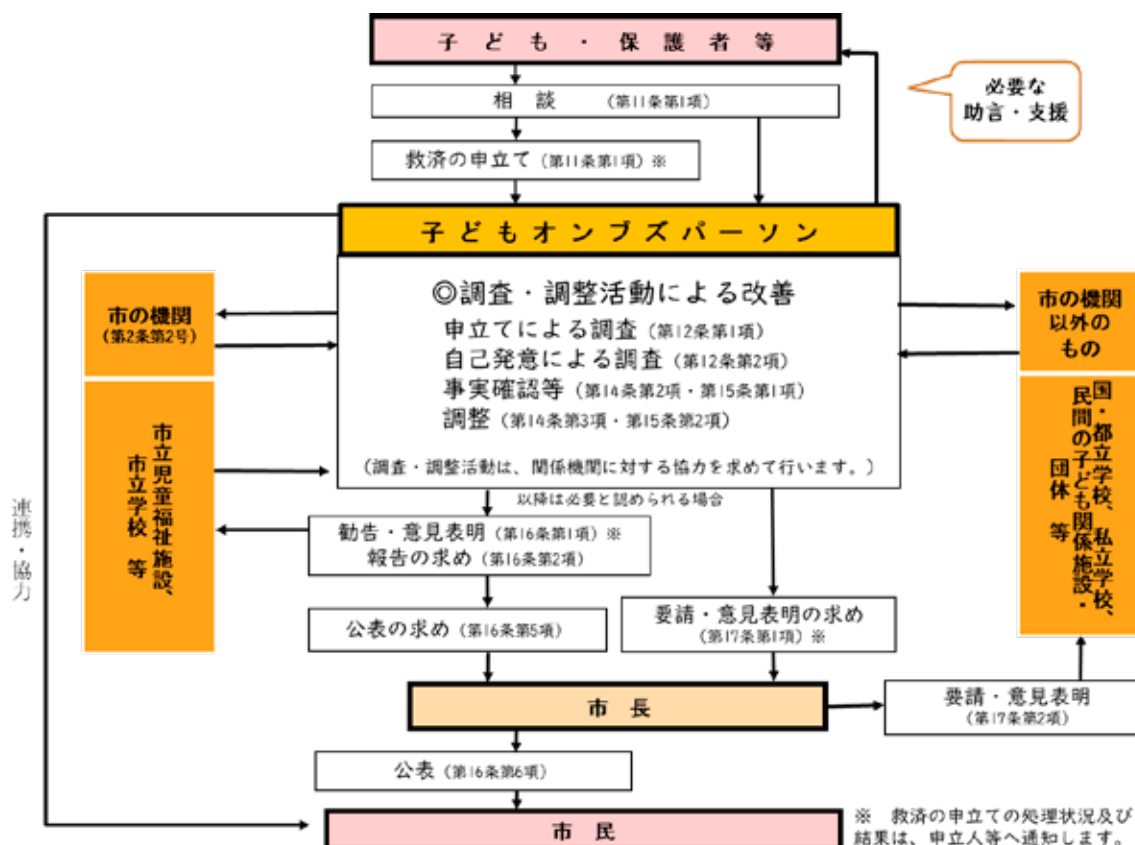
(3) 子どもオンブズパーソンの責務（第8条）

- ・職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。
- ・子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- ・専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- ・関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ・子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- ・その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(4) 子どもオンブズパーソンへの協力（第9条・第10条）

- ・市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ・何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(5) 権利侵害に関する相談・救済の仕組み（第11条から第17条）



(6) 子どもオンブズパーソン会議（規則第3条）

- ・機関運営や広報啓発に関することや個別ケースへの対応方針について、全体で合議が必要な協議・検討を行うため開催

令和7年度開催回数

（単位：回）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

3 体制

(1) 子どもオンブズパーソン 3人

- ・人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱（任期3年、3人以内）
- ・それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行います。

令和8年3月31日現在

氏名	所属等
半田 勝久（代表子どもオンブズパーソン）	日本体育大学体育学部教授（教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学）
村井 朗子	弁護士（弁護士会多摩支部子どもの権利委員会、多文化共生プロジェクトチーム所属）
竹内 麻子	公認心理師、特別支援教育士

(2) 相談・調査専門員 3人

- ・子どもオンブズパーソンの職務の遂行を補助し、相談室における相談・調査対応、子どもの権利についての普及啓発等を行います。
- ・児童福祉（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）、教育（教員免許）または、心理（臨床心理士、公認心理師）等の資格を有し、子どもに関する相談や指導等の経験が2年以上ある者

(3) 事務局 1人

- ・子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行います。

(4) 主な活動場所

名称：小金井市子どもオンブズパーソン相談室

開室時間：平日 13：00～19：00

土曜 10：00～16：00（木・日・祝・年末年始を除く）

所在地：小金井市中町 3-9-10 Costa4 階

（JR中央線 武蔵小金井駅南口から徒歩7分）

電話：0120-770-977（子ども専用フリーダイヤル）

042-388-4370（おとな用）

メールフォーム：<https://logoform.jp/f/WkPUM>



I-3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室

1 対象

1 8歳未満の子ども（市内在住、在学、在勤）の子どもの権利侵害に関する事項（ただし、在学・在勤については当該事案が市内で起こったもの。また、高等学校等 18 歳未満の子どもと同様の施設に在籍している 20 歳未満の者も対象）

2 相談方法

あ でんわ
会って・電話で

こ せんよう
フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977

よう おとな用 **042-388-4370**

そうだん ようび じかん
相談できる曜日・時間

げつ か すい せん 月・火・水・金	ごご じ 午後1時～午後7時	ごご じ 午後7時～
ど 土	ごご じ 午前10時～午後4時	

メールで いつでも

せんようにゆうりよく そうだん
専用入力フォームから相談できるよ

てがみ 手紙で いつでも

あてさき
〒184-0012
こがねいし なかちよう
小金井市中町3-9-10 Costa4階
こ 子
子どもオンブズパーソンあて

3 相談の流れ



【子どもオンブズパーソン】

開設・運用にあたって

このたび小金井市では、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、「子どもオンブズパーソン」を開設しました。「子どもの権利」を尊重した地域づくりに向けて、みなさまからのご理解、ご協力をお願いいたします。

「子どもの権利」を尊重した地域づくりとは？

- ◆小金井市では、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、2022年2月に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を制定しました。
- ◆「子どもオンブズパーソン」とは、子どもたちを取り巻く複雑な問題(いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など)に悩む一人ひとりの子どもの「困った」を受けとめ、子どもの権利の侵害からの救済に取り組む機関です。
- ◆子どもは今を幸せに生きる権利があります。子ども時代の「今」を自分らしくひとりの人間として、生き生きと安心して暮らせるための権利が等しく保障されなければなりません。そのため私たちおとなは、健やかに成長できる環境をつくっていく必要があります。
- ◆子どもオンブズパーソンは、子どもがのびのびと育つまち小金井を実現するために、子どもの気持ちを第一に考えた相談支援を展開し、子どもの権利が尊重されるまちづくりを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを目指すため、
みなさまのお力を貸してください！

小金井市子どもオンブズパーソン設置の経緯

- 2009年3月 「小金井市子どもの権利に関する条例」制定。
- 2020年3月 「のびゆくこどもプラン小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実に向け、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始。
- 2022年2月 子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が議会で可決。
- 同年9月1日 子どもオンブズパーソン相談室開設。(中町3-9-10 Costa4階)

問い合わせ先:小金井市児童青少年課(☎042-387-9847)

1 みんなで守ろう「子どもの権利」

子どもは誰もが、今を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりが生き生きと自分らしく安心して成長・発達していくために、子どもの権利はとても大切なものです。2009年に制定した「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもの権利を5つ定めています。

1. 安心して生きる権利

命が守られること、いじめ、差別、暴力を受けないこと、適切な医療が受けられること、愛情と理解をもって大切に育てられること、成長にふさわしい環境で生活できる権利などを指します。

2. 自分らしく生きる権利

個性や他者との違いが尊重され、プライバシーが守られ、安心できる場所で自分を休ませる時間を持って、自分の気持ちや思っていることが大切にされ、いろいろな方法で表す権利などを指します。

3. ゆたかに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、文化、芸術、スポーツに親しむこと、仲間をつくること、自然に親しむことなどを通して自分をゆたかにしながら、生きる力を十分に発揮して成長できる権利などを指します。

4. 意見を表明する権利

自分の考えや意見を十分に表すことができる機会が大切にされ、表明された考えや意見が年齢や成長にふさわしい形で尊重される権利などを指します。

5. 支援を受ける権利

困ったり、つらい気持ちになったとき、誰かに迷惑をかけてしまったときに、市や周りの人たちから適切な支援を受けることができる権利を指します。



2 子どもオンブズパーソン (子どもの権利救済機関)の重要性

- ◆子どもの権利侵害は、子どもを取り巻く環境において、どんな場所・時でも起こる可能性があるということを、私たちおとなが常に意識することが大切です。
子どもが、「辛い」「苦しい」と思うことがあれば SOS を発信できるまちをつくっていくことが重要になります。
子どもオンブズパーソンでは、子どもたちの悩み・苦しみを受け止め、一緒に解決方法を探すことによって、子どもたちの「困った」を取り除くことを目指します。

～子どもオンブズパーソン(子どもの権利救済機関)の特徴～

- ・ あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- ・ 子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- ・ 子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- ・ 関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。
- ・ 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・ 活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

3

子どもの権利の専門家

子どもオンブズパーソンの仕事



相談に対する
助言・支援

申立て等に基づく
救済活動

子どもの権利の
普及啓発

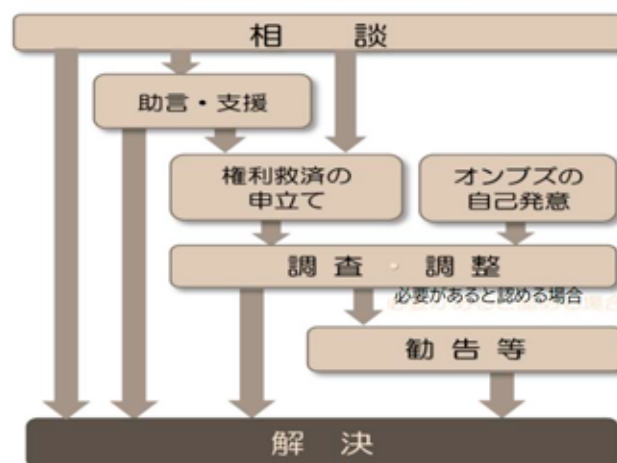
子どもの権利を実現する文化及び社会づくり

大切にしていること

- ◆子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ
- ◆子どもの「意見を表明する権利」を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番良い方法は何なのかを一緒に考えていくこと

◆オンブズパーソンは、子どもから相談を受けた場合には必要な助言や支援を行い、子どもの意見を尊重しながら、その子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考えます。
申立てに至らない相談支援の段階でも、子どもの希望に応じて、子どもオンブズパーソンが関係者・関係機関等に対して、相談者の子どもの気持ちを代弁するなど、相談者の立場への理解を深め、問題解決を目指すための対応も行います。

- 相談・救済の流れ -



4 オンブズパーソンのサポート役 「相談・調査専門員」

- ◆相談・調査専門員は、日常的な相談業務を担い、子どもたちからの「困った」を最初に受け止める専門職です。専門的知見を活かし、子どもの権利の侵害に関する支援・救済のスタートから、オンブズパーソンとともに対応していきます。



5 本人の能力を引き出す相談支援



- ◆子どもが成長する過程においては人間関係などの問題がたくさん起きることでしょう。自分で解決策を見つけたり、行動したりする経験は、次に同じような問題に直面した際に大きな糧となり、子ども自身の生きる力の増強にもつながります。オンブズパーソンは、相談や支援の過程において、常に子ども自身のエンパワメントとそのための周囲への働きかけを心がけていきます。そうした活動を積み重ねることで、子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

みなさんのご協力で、子どもにやさしいまちに！

子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重され、健やかに成長することができる文化・社会をつくる一翼を担いますが、そのためには、市民のみなさまのご協力が欠かせません。

“協力”と聞くと、何かしなければならぬのでは？と身構えてしまうかもしれません。でも実際は、どんな小さなことでもいいのです。まずは、子どもの権利って何、子どもオンブズパーソンってどんな機関、ということを知っていただくことも大切な“協力”なのです。

皆さん一人ひとりが、「子どもたちのために協力できること」を意識していただければ、相互作用し、小金井市全体の子どもの権利を支えるものに変わっていきます。少しずつの積み重ねが、子どもの権利が尊重され、いかされるまちづくりにつながっていきます。

子どもにやさしいまちは、市民みんなにとってもやさしいまちです。一緒に子どもの権利を尊重した、人にやさしいまちづくりを目指していきましょう！

I-4 小金井市の概要

1 基礎情報（令和7（2025）年4月1日現在）

自治体名	東京都小金井市
位置・地勢	面積：11.30 km²（東西、南北約4km） 特徴：東京都のほぼ中央（都心から約25km）にあり、小金井公園や武蔵野公園、国分寺崖線など、緑や水が豊かな、自然の残る環境がある。また、東京学芸大学、東京農工大学、法政大学などの教育機関や、国の研究機関などが設置され、文教都市としての性格が強い住宅都市である。 
人口、世帯数	125,349人、63,698世帯（令和7年4月1日現在）
18歳未満人口	18,686人
保育園・幼稚園	認可保育園 市立5園、私立39園 幼稚園 私立6園、国立1園 認定こども園1園
小学校	市立9校、国立1校
中学校	市立5校、国立1校、私立3校
特別支援学校	都立1校（小学部・中学部）
高校	全日制：都立2校、私立3校、定時制：都立1校



市イメージキャラクター「こきんちゃん」

令和 7 年度活動内容

- 1 子どもの権利学習について
- 2 広報啓発の状況
- 3 相談活動の状況
- 4 申し立ての状況
- 5 事例紹介
- 6 令和 7 年度相談活動のまとめ

Ⅱ-1 子どもの権利学習について

1 小学校における子どもの権利学習

子どもオンブズパーソンは、令和5年度から「子どもの権利学習」として、市立小学校6年生を対象に子どもの権利の授業を実施しています。授業では、「子どもの権利とは何か?」、「子どもの権利を大切にすること・守るとはどういうこと?」という2つのテーマを子どもたちとともに勉強します。まず、子どもの権利は、「自分らしく幸せに生きるために生まれたときから誰もがもっているあたりまえのもの」とであるということ。そして、学校で学んだり、おしゃべりしたり、ゲームをしたり、日常生活で当たり前にしていることが、できて守られることが子どもの権利であることを伝え、

「小金井市の子どもに関する条例」における5つの権利と深く結びついていることを一緒に勉強しました。

また、子どもの権利は自分にだけではなく相手にもあるということ、自分の権利と相手の権利が衝突した場合はどうしたらよいか、ということ、ワークブックを用いながら子どもたちとともに考えます。この中で、自分の気持ちを大切にもらう権利があると同時に、相手の気持ちを尊重することの大切さについて、理解してもらいました。

令和7年度は市立小学校9校で計1,005人の小学校6年生に授業を行いました。

【ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう!」】



※ワークシートを含む発行物はホームページで全ページ紹介しています。

(1) 実施結果

ア 対象

全市立小学校6年生（34クラス1,005人）

イ 実施日

令和7年5月28日から令和8年3月9日までの間で学校希望日時より決定。
計16回（クラス別授業3校、学年合同授業6校）。

学校名	学級数	児童数	授業日	授業時間	担当
小金井第一小学校	4	117	6/25(水)	2時間目（学年合同授業） 9:40-10:25	竹内
小金井第二小学校	3	90	11/7(金)	5時間目（学年合同授業） 13:35-14:20	半田
小金井第三小学校	5	152	3/9（月）	5時間目（学年合同授業） 13:30-14:15	村井
小金井第四小学校	3	92	5/28(水)	4時間目（クラス別授業） 11:35-12:20	半田・相談員 事務局
東小学校	4	124	9/3(水)	2時間目（学年合同授業） 9:15-10:00	竹内
前原小学校	4	110	6/27(金)	4時間目（学年合同授業） 11:25-12:10	半田
本町小学校	3	84	6/26(木)	2/3/4時間目（クラス別授業） 9:35-12:15	村井・相談員 事務局
緑小学校	4	124	9/5(金)	6時間目（学年合同授業） 13:50-14:35	村井
南小学校	4	112	7/16（水） 7/17（木）	両日とも2・3時間目	7/16村井 事務局 7/17竹内

ウ 内容

ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう！」及び動画「3分でわかる！子どもの権利@小金井」を用いて、①「子どもの権利って何だろう？」②「権利を大切に作る・守るとは？」の2テーマについて考える。

エ 結果（回答数：児童774人、教員23人）

① 児童アンケート

満足度：4.5点（5点満点）

理解度・小金井市には「子どもの権利に関する条例」がある 91%

・「子どもの権利」は「自分らしく、幸せに生きるため」に一人一人が持っているもの 83%

・何か言われてイヤな気持ちになるのは気持ちを無視されるから 52%

・「子どもの権利」は自分だけではなく、相手にもある 85%

主な感想の傾向：子どもの権利は自分らしく幸せに生きるために、自分や他の子どもにある大切なものだという気づきが見られた。そして、互いに言いたいことを言うだけではなく、理解しあうことが重要であるとの意見も寄せられた。さらに、子どもの権利について知りたいときや、嫌なことや困ったことがあったときは子どもオンブズパーソンに相談したい、との声が複数あった。

② 教職員アンケート

満足度：4. 5点（5点満点）

主な意見の傾向：子どもの権利や子どもの権利条例について、日常生活での事例を用いながら説明したこと、話し合いの時間などを設けつつ、子どもたちと対話をしながら授業を進めたこと、児童の発言に共感を示した講師の姿勢等を評価いただいた。また、配布したワークブックのワークシートをもう少し活用してもいい、との意見があった。



2 中学校における子どもの権利学習

子どもオンブズパーソンでは、令和7年度から市立中学校でも「子どもの権利学習」を開始しました。これは、小学校で学んだ子どもの権利をさらに深く理解してもらうために始めたものです。

授業では、「子どもの権利とは」、「小金井市子どもの権利条例」など小学校での学びを復習し、国連の子どもの権利条約の内容にも触れ、なぜこのような条約を制定したのか、その目的についても学びます。

また、小学校で学んだテーマから一歩進んで、子どもの権利が守られていないときはどんな時か、普段の生活の中で起こりうる事例をもとに、ワークを通して主体的に考え、ワークの結果を周囲の生徒と話し合うことで、同じ事例でも人によって感じ方・考え方が違うことを実践的に理解します。

そして、権利が守られていない＝モヤモヤするときの解消法を講師とともに確認し、それでもモヤモヤが解消されない場合は、周りの人に相談していいこと、子どもオンブズパーソンも相談先の一つとして力になることを知ってもらいました。

令和7年度は、市立中学校5校で計738人の中学生に授業を行いました。

(1) 実施結果

ア 対象

全市立中学校2年生（20クラス738人）

イ 実施日

令和7年6月18日から令和8年3月5日までの間で、学校希望日時より決定。計5回（すべての中学校で、学年合同授業を実施）。

学校名	学級数	生徒数	授業日	授業時間	担当
小金井第一中学校	4	159	9/26(金)	6 時間目 14:35-15:25	竹内
小金井第二中学校	4	138	3/4 (水)	1 時間目 8:50-9:40	竹内
東中学校	3	105	3/5 (木)	6 時間目 14:30-15:20	半田
緑中学校	5	196	2/9 (月)	6 時間目 14:35-15:25	村井
南中学校	4	145	6/18(水)	3 時間目 10:45-11:35	村井

ウ 内容

身近な例を通して子どもの権利と子どもの権利条例について学ぶとともに、子どもの権利が守られていないときはどんな時かワークを解きながら実践的に理解をする。さらに、権利が守られていない＝モヤモヤしたときの対処法を講師とともに確認し、相談することの大切さを知る。

エ 結果（回答数：生徒486人、教員8人）

① 生徒アンケート

満足度：4. 5点（5点満点）

理解度

- ・「子どもの権利」は「自分らしく、幸せに生きるため」に生まれたときからだれもがもっているもの:89%
- ・小金井市には「子どもの権利に関する条例」がある:81%
- ・モヤモヤしているときは、「自分の気持ちを尊重される権利」が守られていない:59%
- ・気持ちがモヤモヤしたら周りの人に話を聞いてもらい、オンブズに相談する:75%

主な感想の傾向：「ごはんを食べる」など日常生活の出来事は子どもの権利として守られていること、権利は自分だけではなく相手にもあること、お互いの権利がぶつかるときは話し合いが大切であることへの理解がみられた。また、気持ちがモヤモヤするときは子どもの権利が守られていないこと、そのモヤモヤは一人で抱え込まないことなどについて、気づきが見られた。さらに、子どもオンブズパーソンを初めて知り、匿名で相談できるなら利用したい、との声も寄せられた。

② 教職員アンケート

満足度：4. 5点/5点満点

主な意見の傾向：子どもの権利の説明が明確で生徒にとって理解しやすい内容であったこと、生徒への問いかけが多く参加型の授業になっていたことなど、について評価をいただいた。一方で、権利と責任及び社会性とのバランスについて補足があるとよい、との意見が寄せられた。



Ⅱ－２ 広報啓発の状況

１ 関係機関等への周知・広報の状況

制度や相談室の案内、活動の状況などについて以下の方法でお知らせしました。

【市長への報告】

令和６年度活動報告書を発行し、令和７年７月２２日に、子どもオンブズパーソン設置条例第１８条の規定に基づき、理事者（市長・副市長・教育長）に対し、活動内容について報告しました。



【連絡会・会議等】

小中学校校長会（２回）、子どもの居場所推進連絡会、子どもの権利に関する条例検討部会、民生委員児童委員協議会会長会、子ども・子育て会議、子どもの権利部会、青少年問題協議会、児童館職員定例打合せ会、学童保育所リーダー会

【その他】

市報（令和８年２月１５日号）では特集号を組み、子どもオンブズパーソンの活動及び子どもの権利について市民に向けて広く周知しました。また、１１月に行われた「児童館フェスティバル」では子どもオンブズパーソンのブースを出展し、活動内容について知ってもらうことができました。そのほかにも、小金井第一小学校、もくせい教室を訪問してあいさつを行い、こども家庭センター、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導室とは、互いの連携強化を目的に意見交換を行いました。

２ 子どもに対する周知・広報の状況

【機関紙】

機関の周知とともに子どもへ活動内容を報告するため、子どもオンブズパーソン通信０７号（５月）、０８号（１２月）を発行、公立私立全学校児童・生徒へ配布しました。（各 16,000 部）



【受験生へのチラシ】

１１月には教育委員会指導室の協力のもと、高校受験を控えた市立中学３年生に対し、子どもオンブズパーソン相談室を紹介したチラシを配布しました。



【学校での活動】※子どもの権利学習については別掲（P. 14）

日程	活動等	対象
2月3日	朝礼挨拶	前原小学校全校児童
随時	ポスター掲示	国立・公立・市立小学校～高等学校

【中学生の職場体験】

学校からの依頼を受けて中学生の職場体験を受け入れました。中学生には、子どもオンブズパーソン相談室が、普段どのような相談を受けているか、模擬面談を通して、「相談者」「相談員」双方の立場を体験してもらいました。

日程	学校名	参加人数
10月30日	市立小金井第二中学校	4人
11月20日	市立小金井第二中学校	3人
11月27日	市立東中学校	3人
1月30日	市立小金井第一中学校	2人

3 小金井市子どもの権利セミナー小金井版子どもの権利学習ワークショップ&子どもオンブズパーソン令和6年度活動報告会

日 時：令和7年7月24日（木） 18：30～20：30

場 所：小金井市民会館 萌え木ホール

参加者：40人

内 容：第1部 小金井版子どもの権利学習ワークショップ

出演者 村井朗子（子どもオンブズパーソン）

第2部 令和6年度活動報告会

出演者 半田勝久、村井朗子、竹内麻子

（子どもオンブズパーソン）

第一部では、普段小学校で実施している子どもの権利の授業を参加者に実体験していただきました。

第二部では、活動報告とともに、新任の竹内オンブズの人となりがわかるようなトークセッションを行いました。



4 オンブズクリスマスえんにちの開催

日 時：令和7年12月25日（木） 13：00～16：30

場 所：子どもオンブズパーソン相談室

参加者：46人

内 容：(1) ワークショップ

・紙粘土によるクリスマスオーナメント作り・折紙によるしおり作成

(2) ゲーム

・スタッキング・射的

イベントを通して、相談室の場所だけではなく、子どもたちに親しみやすさを感じてもらうため、はじめて開催しました。イベントの最後には、「今年頑張ったこと」「苦しかったこと」「感謝していること」を参加者に書いてもらいました。



5 子どもオンブズパーソン学童保育所出張交流事業

日 時：令和8年3月2日（月）・9日（月）・16日（月）

場 所：たまむし学童保育所

内 容：ぷくぷくシール・ミニマグネット作りのワークショップ、スタッキング
子どもオンブズパーソンは普段、子どもの権利学習等で小学校高学年と接する機会がありますが、低学年と直接触れ合う機会がありませんでした。そこで低学年の子どもたちにも、子どもオンブズパーソンのことをより知ってもらうために学童保育所へ出張し、ワークショップを通じて子どもたちと交流を深めました。

子どもたちからは、「楽しいことを一緒にしてくれてありがとう！」と好評で、子どもオンブズパーソンについてもしっかり覚えてもらうことができました。



6 その他のイベントへの出展

キッズ・カーニバルKOGANEI 2025

日 程：令和7年6月7日（土）・8日（日）

場 所：小金井 宮地楽器ホール 小ホール

内 容：ブース出展

子どもたちには七夕の願い事を書いてもらい、
笹のイラストに貼ってもらいました。

参加者：570人



7 研修・視察等

(1) 視察等

年月	視察先自治体名等
11月13日	令和7年度東京都公立小学校長会 人権教育特別委員会Cブロック（多摩 島しょ地区）研究協議会
12月14日	小金井（しょうがねえ）を変えちゃう人の会

(2) 視察等の受け入れ

年月	自治体名
5月2日	千葉市こども未来局こども若者部こども企画課こども若者支援室
5月16日	京都府亀岡市議会総務文教常任委員会
7月14日	大阪府茨木市議会いばらき未来の会
7月24日	千葉市こどもの権利救済相談室

年月	自治体名
11月7日	北区子ども未来部子ども未来課（子どもの権利学習及び相談室の視察）
11月21日	東京都議会都民ファーストの会ほか

(3) 研修等への講師派遣（おとな向け）

日程	名称	講師
6月14日	公民館子どもの人権講座	子どもオンブズパーソン
7月1日	学童保育所職員研修	子どもオンブズパーソン
9月4日	けやきの森アフタースクール職員研修	子どもオンブズパーソン
9月7日	ミニこがねい子ども会議参加者向け研修	事務局
1月30日	こむぎ保育園職員研修	子どもオンブズパーソン

(4) 研修・報告会等への参加

年月	研修名
5月24日 -25日	子どもの権利条約総合研究所研究総会
7月31日	世田谷区 令和6年度せたがやホッと子どもサポート活動報告会
10月4日	第2回 子どもの相談・救済機関首都圏フォーラム(世田谷区開催)
10月23日	武蔵野市 子どもの権利擁護センターまもルーム令和6年度活動報告会
11月1日	中野区 子どもの権利の日 フォーラムなかの2025
11月16日	松本市 松本子どもの権利の日市民フォーラム
11月28日	豊島区 ふくろう相談室令和6年度活動報告会
12月21日	四市行政連絡協議会 わたしの理想の暮らしから考えるまちづくりワークショップ
1月28日	明治安田こころの健康財団 発達障害・専門講座 「コミュニティ・レジリエンスを育む」(WEB)
2月6日	子どもの相談・救済に関する全国関係者会議
2月7日- 8日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2025 三芳町
2月28日	子ども中心のいじめ解決にむけて～いじめ対応と重大事態調査の最前線～ (WEB)
3月14日	明治安田こころの健康財団 こころの臨床・専門講座 「こころとからだへの境界域の治療」(WEB)
3月20日	外国ルーツの若者の座談会

小金井市子どもオンブズパーソン通信 07 号



小金井市子どもオンブズパーソン通信 08 号





子どものころの「私の気持ち」

私が小学6年生になったばかりのころのこと。毎晩なんだか不安で悲しくて、涙が出ることがありました。まわりのおとも心配するけれど、自分でもなぜそうなるのかわかりません。でもある日ふと、

「私、6年生になるのが不安だったんだ…」
と気がつきました。すると、不思議なくらい悲しい気持ちがすーっと落ち着いていったのを覚えています。

当時、学校の先生たちからは「最高学年としてちゃんとしなきゃね」と言われていました。でも、どうすれば“ちゃんと”できているのか、具体的には誰も教えてくれなかったんですよ。だから「できてるのかな」って、とても不安になっていたのだと思います。その頃私が通っていた小学校は、とても小さな学校で、6年生は8人しかいませんでした。だから、なおさら「頑張らなきゃ」って思ってしまったのかもしれない。

気持ちって、なんだろう？

気持ちは、どんな人の中にもあります。楽しい気持ちもあれば、不安な気持ち、イライラ、ムカムカといった怒りの気持ちもあります。抱えているのが苦しく感じるような気持ちもあるけど、実はどんな気持ちも、「いまここ」の自分のことを教えてくれるとても大切なものだったりします。

今、自分がどんな気持ちなのかに「気づく」こと。

そして、できればその気持ちを「言葉にする」こと。

そうすることで、気持ちとちょっとうまく付き合えるようになります。心理学では、こうした力のことを「エモーショナル・リテラシー」といったりします。

わからない気持ちがあっても大丈夫

たとえば、「なぜかイライラして、いつもみたいに友達と楽しく過ごせない。」「特に理由はないのに、学校に行くことを考えたら、胸がざわざわして落ち着かない。」

——そんなこと、あるかもしれません。

自分の気持ちをうまく言葉にできないこともあります。

その答えは、きっと、あなたにしかわからないことです。家族や友だちも知らないし、インターネットで検索しても見つからないかもしれません。でも、「自分しか知らないこと」を自分に問いかけて、その気持ちに名前をつけたり、言葉にしたりしてみることは、自分を知るとっても大切な一歩です。そして、その力は、その時だけでなく、これから先もきっとあなたの支えになります。

すぐに答えが出なくても大丈夫。

「なんだか、よくわからない気持ちがあるな」と
気づけたら、それはすでに大きな一歩です。

ときには人と話すことで、新しい気づきが生まれることもあります。「こんなこと、話していいのかな」「うまく説明できるかな」ということでも大丈夫。言葉にならない気持ちも、そのままかまいません。子どもオンブズパーソン相談室は、みんなが安心して気持ちを話せる場所です。もしよければ、一緒にあなたの気持ちを探してみませんか？



うちのネコも、ときどき急に走り回ったり、「にゃーにゃー」と何か言いたそうにしていたり。「どうしたの？」と聞いても言葉では教えてくれませんが、きっと彼女もいろいろな気持ちがあるのだと思っています。

Ⅱ-3 相談活動の状況

1 新規相談

新規相談とは、相談者から相談室に寄せられた、新しい内容での最初の相談をいいます。

同一の相談者でも、別件の相談で相談期間が重なっていない相談は新規相談としています。

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の状況は以下のとおりです。

(1) 令和7年度の新規相談

令和7年度の新規相談件数は57件でした。

ア 相談者別・月別内訳

新規相談の相談者別・月別の内訳（構成比）は以下のとおりです。

新規相談の57件のうち、子どもからの相談は31件で、おとなからの相談は26件でした。

月別で見ると、11月と3月が一番多く各8件で、次に6月と8月と12月の各7件でした。子どもからの相談が一番多い月は3月の6件で、おとなは11月の5件でした。

令和6年度に比べ、子どもからの相談の割合は、54.1%から54.3%と微増しました。前年度に続き、全体の相談の半数以上は子どもからでした。

表－1 相談者別・月別新規相談件数

（単位：件）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	令和7年度	0 (0.0%)	4 (7.0%)	3 (5.2%)	2 (3.5%)	4 (7.0%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	3 (5.2%)	3 (5.2%)	2 (3.5%)	2 (3.5%)	6 (10.5%)	31 (54.3%)
	令和6年度	1 (2.0%)	2 (4.1%)	5 (10.4%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	3 (6.2%)	1 (2.0%)	2 (4.1%)	4 (8.3%)	3 (6.2%)	3 (6.2%)	26 (54.1%)
おとな	令和7年度	2 (3.5%)	0 (0.0%)	4 (7.0%)	2 (3.5%)	3 (5.2%)	2 (3.5%)	0 (0.0%)	5 (8.7%)	4 (7.0%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	2 (3.5%)	26 (45.6%)
	令和6年度	1 (2.0%)	3 (6.2%)	2 (4.1%)	3 (6.2%)	2 (4.1%)	3 (6.2%)	4 (8.3%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	1 (2.0%)	22 (45.8%)
月別計	令和7年度	2 (3.5%)	4 (7.0%)	7 (12.2%)	4 (7.0%)	7 (12.2%)	3 (5.2%)	1 (1.7%)	8 (14.0%)	7 (12.2%)	3 (5.2%)	3 (5.2%)	8 (14.0%)	57 (100%)
	令和6年度	2 (4.1%)	5 (10.4%)	7 (14.5%)	4 (8.3%)	2 (4.1%)	4 (8.3%)	7 (14.5%)	2 (4.1%)	2 (4.1%)	6 (12.5%)	3 (6.2%)	4 (8.3%)	48 (100%)

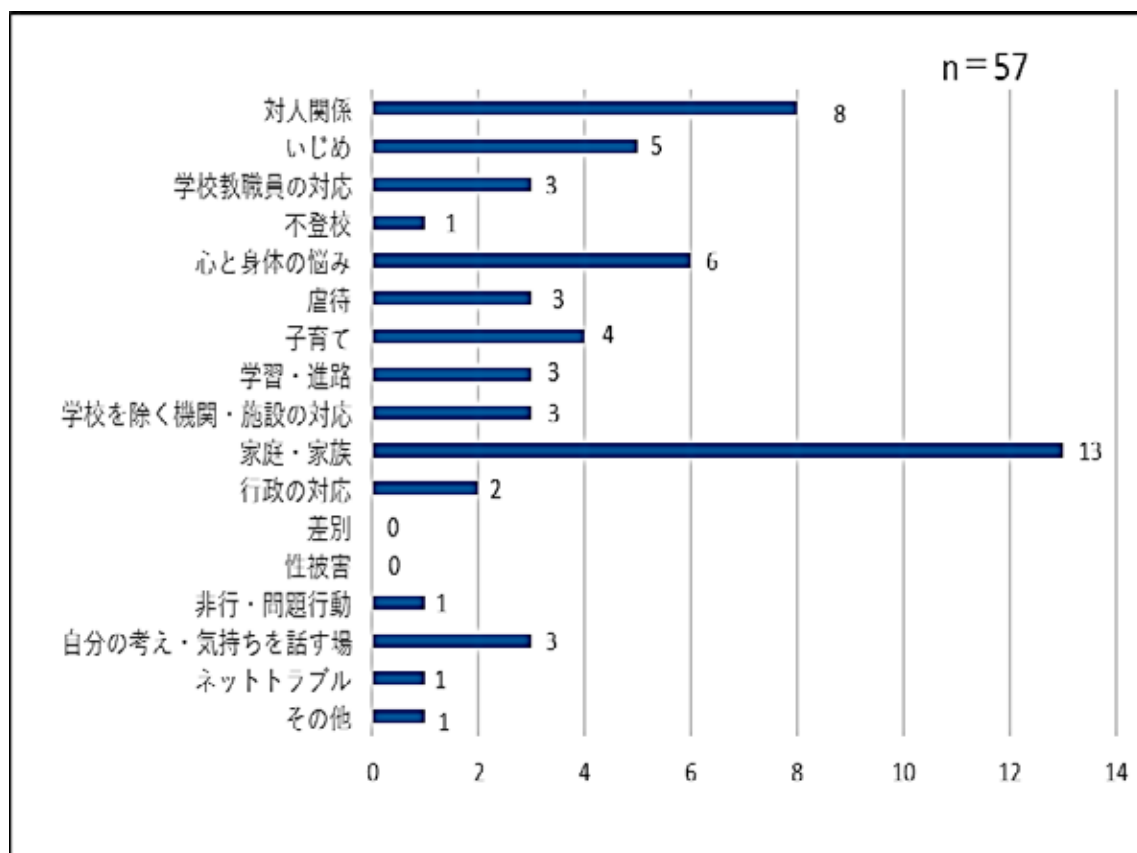
・構成比（％）は、小数点第2位以下切り捨てのため合計が100とはならないことがあります。（以下の図・表も同様です。）

イ 相談項目別内訳

相談項目は、17項目のうち15項目と多岐にわたっています。

内訳は、「家庭・家族」が13件と最も多く、次に「対人関係」の8件となっています。「心と身体の悩み」が6件、「いじめ」が5件、「子育て」が4件でした。「学校教職員の対応」、「虐待」、「学習・進路」、「学校を除く機関・施設の対応」、「自分の考え・気持ちを話す場」がそれぞれ3件でした。「行政の対応」が2件、「不登校」、「非行・問題行動」、「ネットトラブル」、「その他」がそれぞれ1件となっています。

(単位：件)



図－1 相談項目の内訳

ウ 相談方法別内訳

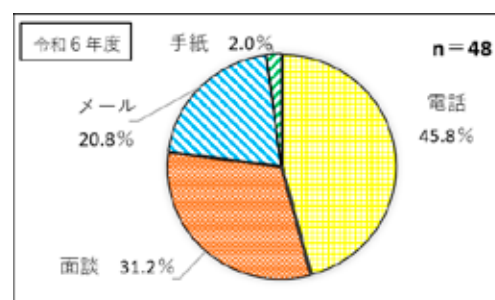
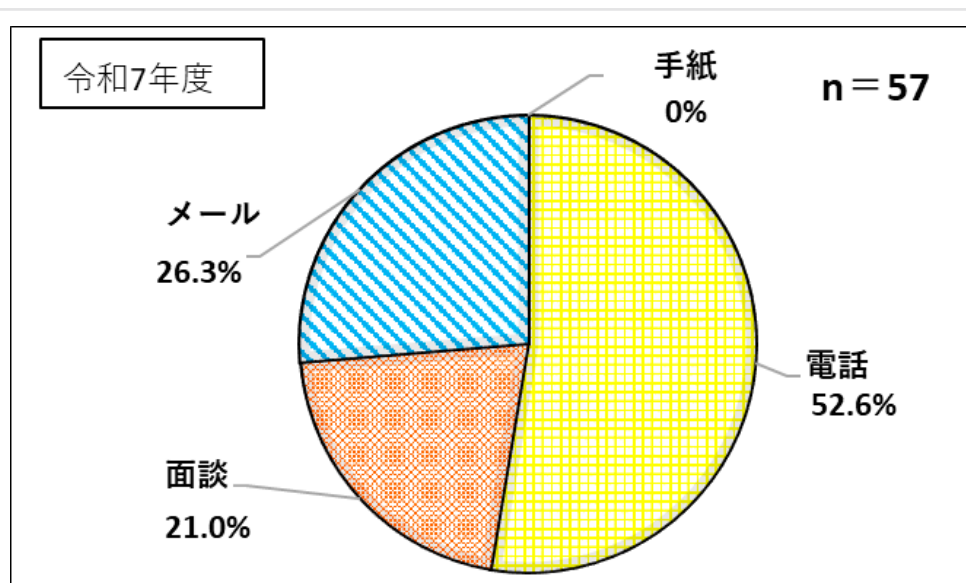
新規相談の相談方法別では、「電話」が30件（子ども10件、おとな20件）と最も多く、次に「メール」が15件（子ども11件、おとな4件）、「面談」が12件（子ども10件、おとな2件）、「手紙」が0件でした。

令和6年度と比較すると、「電話」と「メール」が増加しています。子どもは「メール」が6件増加し、おとなは「電話」が7件増加しました。

表－2 相談方法別件数

(単位：件)

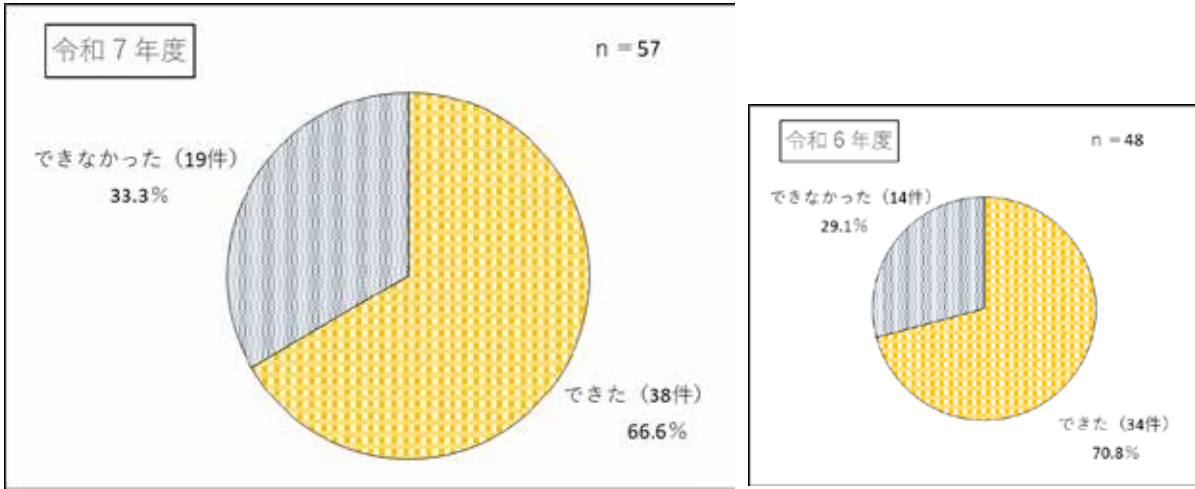
		電話	面談	メール	手紙	計
子ども	令和7年度	10	10	11	0	31
	令和6年度	9	11	5	1	26
おとな	令和7年度	20	2	4	0	26
	令和6年度	13	4	5	0	22
合計	令和7年度	30	12	15	0	57
	令和6年度	22	15	10	1	48



図－2 新規相談の相談方法別割合

エ 子どもとつながることができた割合

新規相談の57件の中で、子どもと相談室がつながることができた件数は38件で、約7割の子どもから直接声を聴くことができました。



図ー3 子どもとつながることができた割合

オ 相談の対象となる子どもの所属内訳

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」に在学している子どもに関する相談が27件（47.3%）で最も多く、次いで「中学校」が19件（33.3%）、「高校世代」が6件（10.5%）、「未就学」が3件（5.2%）でした。「その他」からは2件（3.5%）の相談がありました。

令和7年度の中学生対象の相談の割合（33.3%）は、令和6年度（25.0%）と比べ8.3%増加し、高校世代対象の相談の割合（10.5%）は、令和6年度（4.1%）と比べ6.4%増加しました。

表ー3 相談対象となる子どもの所属 (単位：件)

	未就学	小学校						小学校 学年不明		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和7年度	3 (5.2%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	4 (7.0%)	6 (10.5%)	10 (17.5%)	5 (8.7%)	0 (0.0%)		
令和6年度	3 (6.2%)	1 (2.0%)	3 (6.2%)	2 (4.1%)	9 (18.7%)	3 (6.2%)	10 (20.8%)	3 (6.2%)		
	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
令和7年度	7 (12.2%)	7 (12.2%)	3 (5.2%)	2 (3.5%)	4 (7.0%)	0 (0.0%)	2 (3.5%)	0 (0.0%)	2 (3.5%)	57 (100%)
令和6年度	1 (2.0%)	4 (8.3%)	5 (10.4%)	2 (4.1%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (100%)

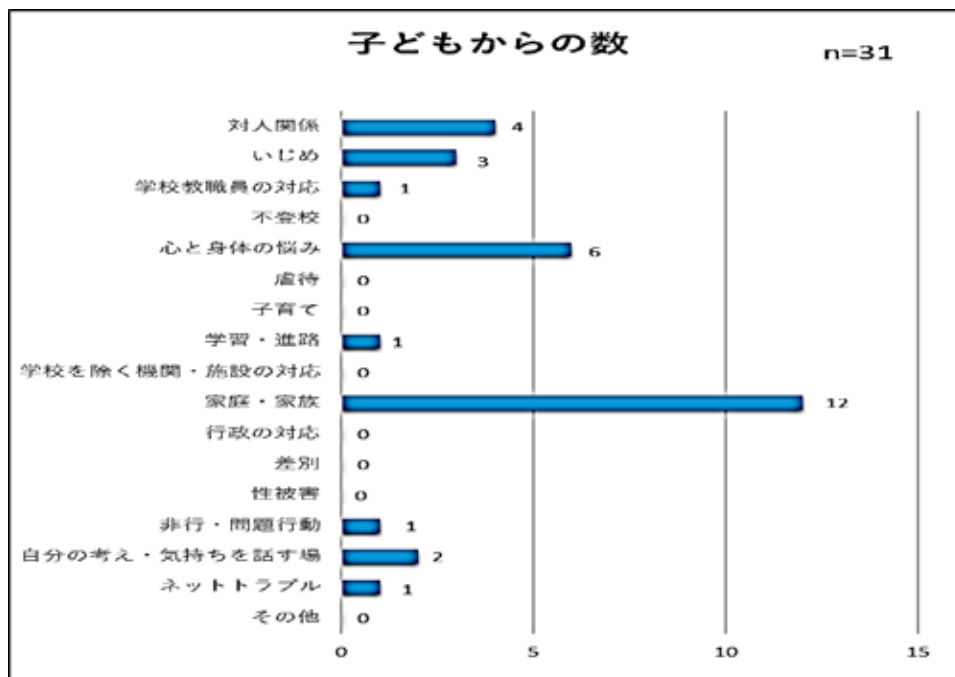
(2) 新規相談者が子どもの場合

令和7年度の新規相談が子どもからだった31件の内訳は以下のとおりです。

ア 相談項目別内訳

新規相談者が子どもの場合は、「家庭・家族」が最も多く12件となっています。次に「心と身体の悩み」が6件、「対人関係」が4件、「いじめ」が3件でした。「自分の考え・気持ちを話す場」が2件で、「学校教職員の対応」、「学習・進路」、「非行・問題行動」、「ネットトラブル」がそれぞれ1件でした。

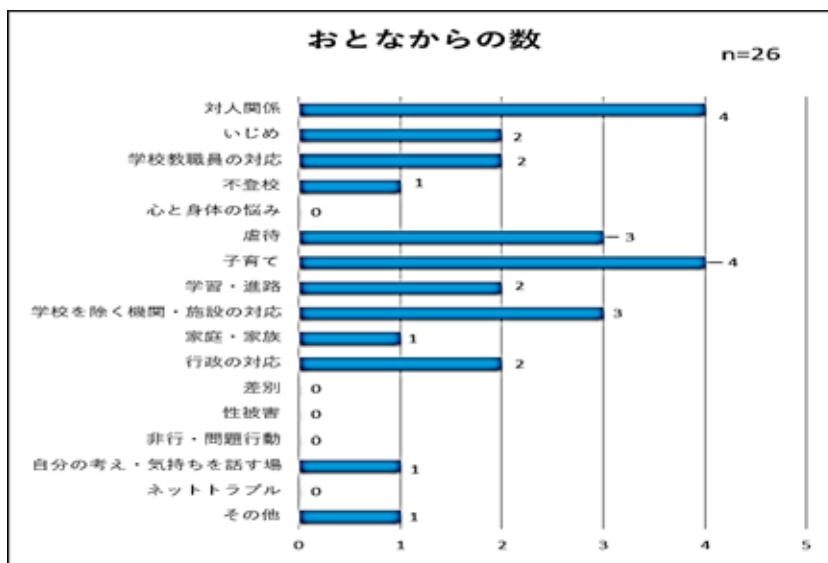
(単位：件)



図－4 新規相談者が子どもの場合の相談項目別件数

(単位：件)

(参考)



図－5 新規相談者がおとなの場合の相談項目別件数

イ 相談者の所属内訳

新規相談者が子どもの場合、最も多かったのは中学校1年生で6件でした。次いで、小学校4年生、5年生、6年生がそれぞれ4件でした。子どもの新規相談者のうち、小学校が51.6%、中学校が29.0%、高校世代からが12.9%、その他が6.4%でした。

令和6年度と比較すると、中学生からの相談は2件、高校世代からの相談は4件増加しました。

表－4 新規相談者が子どもの場合の子どもの所属

(単位：件)

	未就学	小学校						小学校 学年不明		
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和7年度	0	1	0	3	4	4	4	0		
	(0.0%)	(3.2%)	(0.0%)	(9.6%)	(12.9%)	(12.9%)	(12.9%)	(0.0%)		
令和6年度	0	0	1	1	4	2	10	1		
	(0.0%)	(0.0%)	(3.8%)	(3.8%)	(15.3%)	(7.6%)	(38.4%)	(3.8%)		
	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
令和7年度	6	2	1	0	3	0	1	0	2	31
	(19.3%)	(6.4%)	(3.2%)	(0.0%)	(9.6%)	(0.0%)	(3.2%)	(0.0%)	(6.4%)	(100%)
令和6年度	0	4	3	0	0	0	0	0	0	26
	(0.0%)	(15.3%)	(11.5%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100%)

2 活動状況

活動回数とは、子どもオンブズパーソン相談室が相談に対して活動した回数をいいます。新規相談の受付、その後の相談者とのやりとりの他、関係者・関係機関への相談対応、調整、情報収集等が含まれます。

(1) 令和7年度の活動状況

令和7年度の新規相談57件に、令和6年度からの継続件数の4件を加えた、61件に対する令和7年度の活動回数は、345回でした。

ア 月別の新規相談件数と活動回数

月別に見ると、令和7年度の活動回数が最も多いのは5月の50回で、次に多いのは12月と3月の42回でした。

表－5 月別の新規相談件数と活動回数

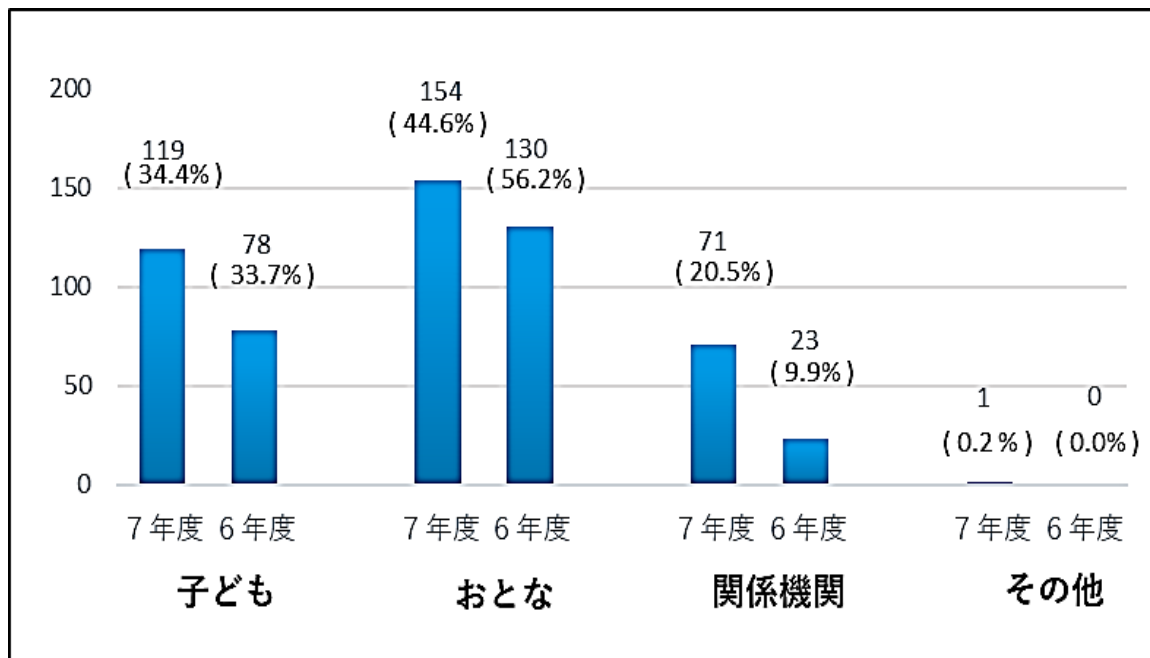
(単位：件・回)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談(件)	令和7年度	2	4	7	4	7	3	1	8	7	3	3	8	57
	令和6年度	2	5	7	4	2	4	7	2	2	6	3	4	48
活動(回)	令和7年度	41	50	25	17	19	21	16	15	42	31	26	42	345
	令和6年度	18	16	13	33	22	20	23	17	18	19	8	24	231

イ 対応先別内訳

対応先別の活動回数としては、「子ども」が119回で、「おとな」が154回、「関係機関」とは71回、「その他」は1回となっています。

(単位：回)



図－6 対応先別の活動回数

ウ 活動回数別内訳

令和7年度の新規相談件数の57件に、令和6年度からの継続件数の4件を加えた61件のうち、1回の活動で終了したケースは19件でしたが、2回以上の活動をしたケースは42件で、全体の68.8%でした。

1件あたりの平均活動回数は、令和7年度が5.6回で、令和6年度の4.3回と比べると増加しています。

最も多いのは、2～5回の29件で、31回以上活動したケースは3件ありました。

表－6 活動回数別のケース数

(単位：件)

	活動回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21～30回	31回以上	合計
ケースの数	令和7年度	19	29	5	5	0	3	61
	令和6年度	19	21	8	4	0	1	53

エ 手段別内訳

令和7年度の手段別活動回数は、「電話」が一番多く161回でした。このうち、子どもが32回で、おとなが76回、関係機関が52回、その他が1回でした。次に多いのは、「メール」で106回でした。このうち子どもが47回で、おとなが53回、関係機関は6回でした。「面談」は63回で、このうち子どもが40回、おとなが23回でした。「手紙」はおとなとのやりとりが2回で、関係機関への「訪問」は13回でした。

令和7年度の子どもとおとなそれぞれの手段別の活動回数は、子どもは「メール」や「面談」でのやりとりが多く、おとなは「電話」や「メール」でのやりとりが多くなっています。関係機関とは「電話」が最も多く、次いで「訪問」が多くなっています。

令和6年度と比較して、令和7年度は活動回数が増加し、「電話」、「面談」、「メール」、及び「訪問」による活動回数が増加しました。特に、関係機関とのやりとりが令和6年度に比べ約3倍に増加しました。

表－7 手段別活動回数

(単位：回)

		電話	面談	メール	手紙	訪問	その他	計
子ども	令和7年度	32	40	47	0	0	0	119
	令和6年度	18	24	29	7	0	0	78
おとな	令和7年度	76	23	53	2	0	0	154
	令和6年度	62	13	55	0	0	0	130
関係機関	令和7年度	52	0	6	0	13	0	71
	令和6年度	14	3	5	0	1	0	23
その他	令和7年度	1	0	0	0	0	0	1
	令和6年度	0	0	0	0	0	0	0
合計	令和7年度	161	63	106	2	13	0	345
	令和6年度	94	40	89	7	1	0	231

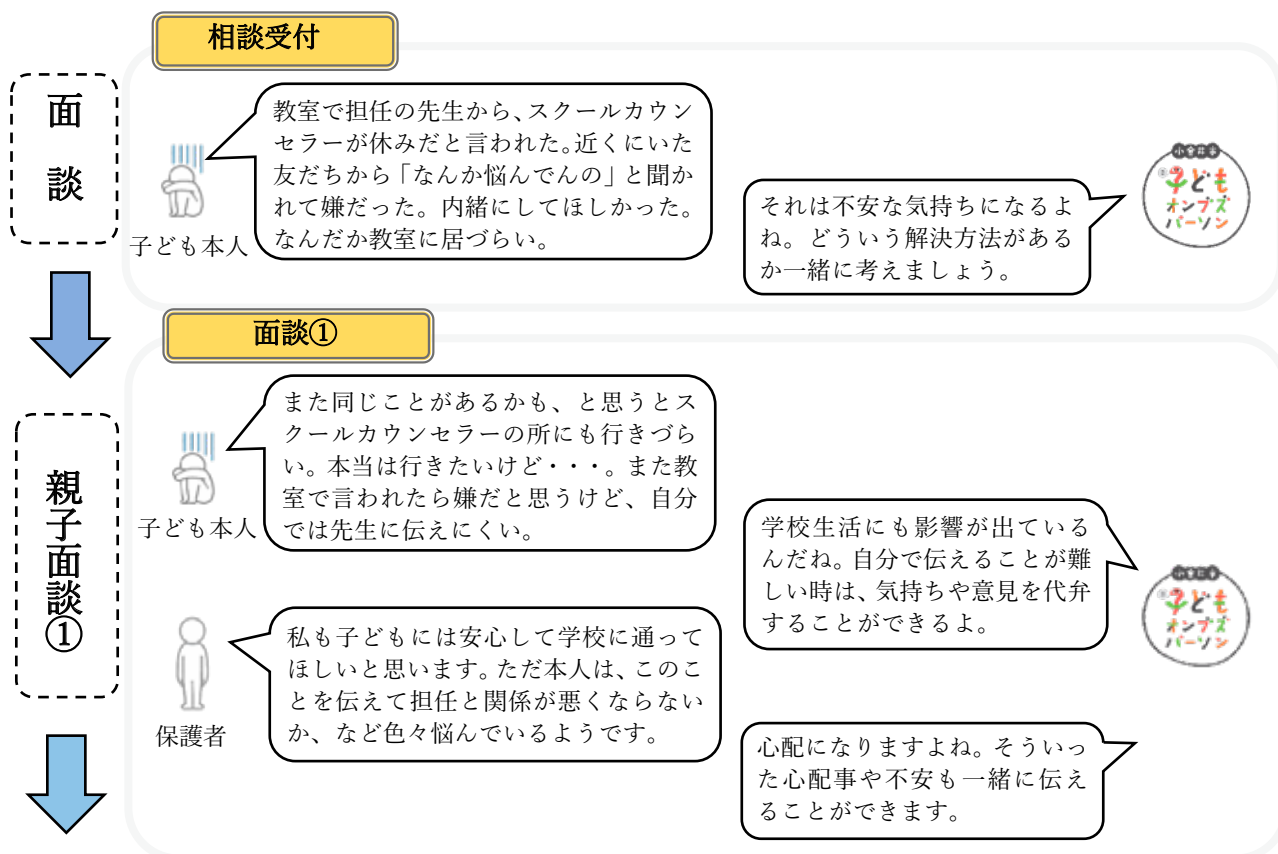
Ⅱ-4 申立ての状況

令和6年度に受理した申立て1件については、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例第12条第1項に基づく調査を行い、調査結果を通知しました。

Ⅱ-5 事例紹介

※個人が特定できないよう、内容を変更し作成した架空の事例を紹介しています。

相談例① 教職員の対応に対して、学校訪問し調整したケース	
相談者	子ども本人
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	学校教職員の対応
初回相談方法	面談
主訴	担任の言動により、個人情報を知られてしまった。
調整概要	子ども本人が来所して面談。スクールカウンセラーに身体についての悩みを相談しているが、先日担任から個人的に、スクールカウンセラーが休みだということを教室内で知らされた。友だちにばれてしまって教室に居づらい、という内容。後日親子で面談を複数回実施し、相談していること自体内緒にしておくものでは？という疑問や不安が話された。他の人も安心して相談できるよう学校に自分の気持ちを伝えてほしい、と本人からの要望があり、オンブズパーソンと相談員が学校に訪問し本人の気持ちや意見を代弁。校長は真摯に受け止め、早急に確認し改善すべき点を検討することだった。その後校長から電話で報告が入った。オンブズパーソンから校長の返答を子ども本人に報告すると「安心した。気持ちを伝えてもらってよかった。」と話があり終了となった。



面談②

親子面談②



親子

やっぱり、僕だけじゃなく、他の人にも安心して相談できるようになってほしいと思う。僕のようなことは二度とおこらないよう、学校に伝えてほしい。

気持ちを伝えるのも勇気がいるよね。学校に伝えたいって気持ちをおしえてくれてありがとう。

学校には心配事や不安に思っていることも伝えるね。



方針

子どもが、安心して学校生活を送れるように学校訪問・調整を実施



学校訪問



わかりました。
早急に事実確認をします。

個人情報情報が漏れたことで、学校生活に不安を感じているお子さんがいます。安心して過ごせるよう二度と同じことをおこさないでほしい、とのことです。本人はこのことが伝わり担任との関係が悪くならないか、ということも心配しています。



学校訪問 + 調整

電話



事実確認をしました。不適切な対応があったと認識し、今後同じようなことがおきないように、対策を検討しました。全職員に共有し、担任も反省しています。

子どもたちが安心して学校生活を送れるように、具体的な対応を引き続きお願いします。



まとめ



子ども本人

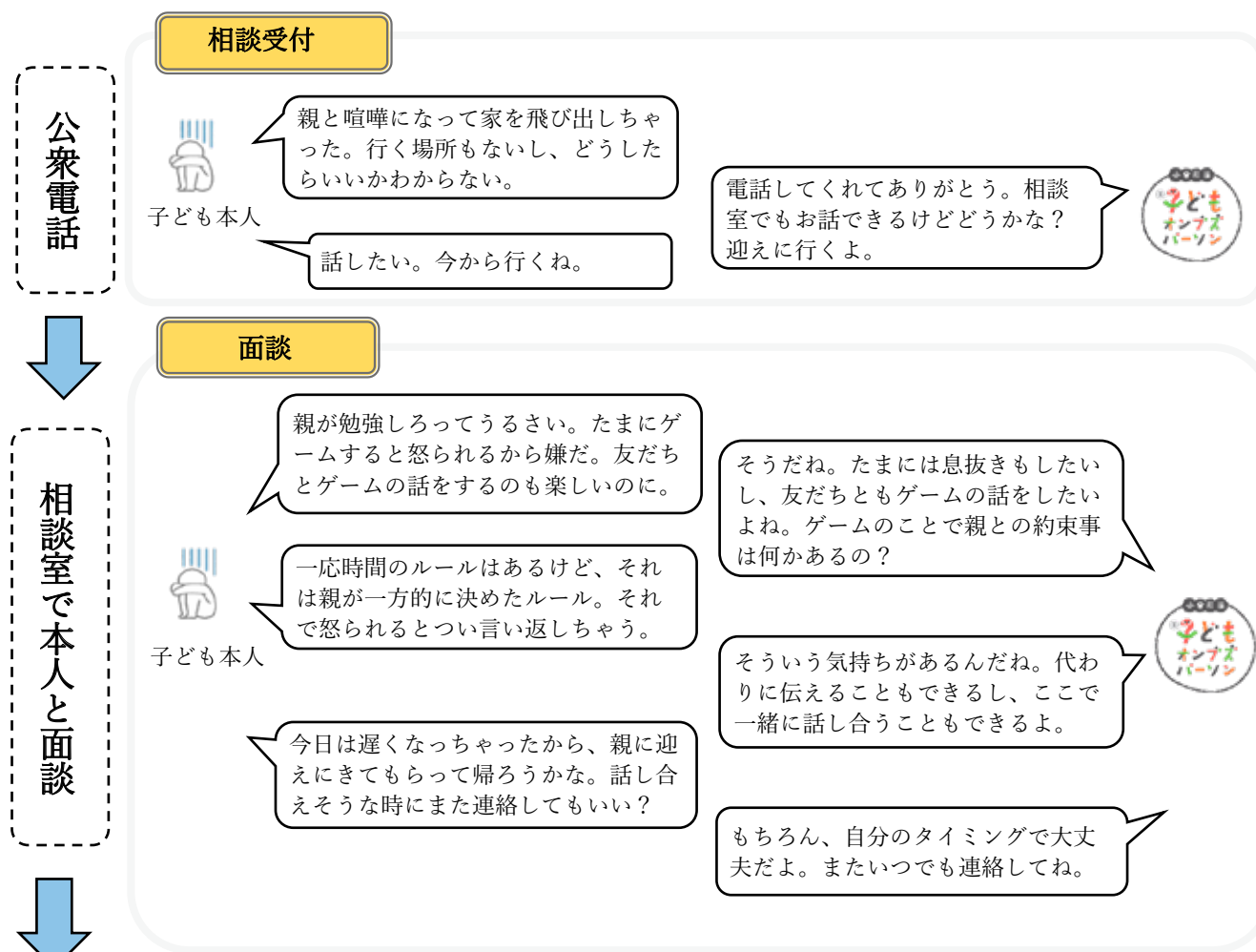
校長先生と担任の先生が謝ってくれた。同じことがおきないようにするって約束してくれて安心した。気持ちを伝えてもらってよかった。

安心してもらえてよかった。またいつでも相談してね。



面談

相談例② 親子間の調整を行ったケース	
相談者	子ども本人
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	家族関係
初回相談方法	電話（公衆電話）
主訴	親が自分の気持ちをわかってくれない。気持ちを伝えて話し合いたい。
調整概要	子ども本人から公衆電話で「親が気持ちをわかってくなくて、喧嘩して家を飛び出した」と相談が入る。遅い時間であったので安全確認をし、相談員が迎えに行った。相談室内で気持ちや意見・要望を聴き取り、子ども本人の希望があって保護者に迎えを依頼した。後日行われた親子面談では、オンブズパーソンと相談員がフォローを入れながら、子ども本人が、自身の考えや気持ちを保護者へ伝えた。保護者はすべてを受け入れるとまではいかないが、子どもと妥協点を探し解決していきたいと話した。その後も、相談室を話し合いの場として、お互いの考えや思いを共有するための話し合いを続けている。



方針

本人のペースに添いながら、親子の話し合いの場となり歩み寄りを支える。

面談



子ども本人

この間のことを話し合いたいと思って、今日は親と一緒にきた。



保護者

昨日もゲームのことで言い合いになりました。私も子どもの時があったので気持ちも分かりますが、だからこそ口を出したくなります。



子ども本人

ルールは一緒に決めたい。それに、怒るとか注意とかより、まずは自分の気持ちとか意見をきいてほしかった。

勉強も習い事もすごく忙しい。でももっとゲームとか、友だちとも遊びたい。そういうのをわかってほしい。

そうだったの。でも勉強が遅れるかもしれないし・・・。



保護者

そうですね。そういう気持ちだということはわかりました。ルールについてもう少し話し合ってみます。

そうですね。お子さんを思うからこそだと思います。お子さんとしては、ルールについて思うところがあるようです。

そう思っているんだね。他にも伝えたい気持ちはあるかな？

心配はありますよね。すぐに歩み寄ることができなくても、まずは考えや気持ちを伝えあうことが大切です。



後日、親子面談

まとめ



親子

その後、親子で話し合いました。難しい時もありますが、お互いの思いを共有することから始めています。

それは良かったです。お子さんもお母さまも、いつでもご相談してくださいね。



話し合い継続中

親子だけでの話し合いは難しく、歩み寄りに時間が必要であるケース。そのため、相談室を話し合いの場としてもらい、親子それぞれの思いを伝えあった。第三者が話し合いに入ることによって、お互いが冷静に考えることができるようになり、現在も話し合いを続けている。

相談例③ 保護者の不安に寄り添ったケース			
相談者	母親	相談の主な内容	子育て相談
子どもの所属	小学生	初回相談方法	電話
主訴	習い事で喧嘩をした娘が心配。子どもとどう関わっていけばいいか。		
調整概要	【相談内容】母から電話相談。「娘が習い事で友だちと喧嘩をした。先生が仲介しその場で仲直りはしたが、その後習い事に行きたくないと言い出した。楽しんでいたしせっかく上達してきていたところなのでやめるのももったいない、と思わず娘に言ってしまった。それ以来娘が私と話すのを嫌がり、今日も習い事を休んだ。娘は対人関係はあまり器用ではない。自分自身も対人関係で苦労したので、心配でつい声をかけてしまう。気にしすぎか。どう対応したらいいか？」 【対応】お子さんは気持ちの整理に時間がかかっているかもしれない、手伝えることや何かできることがあればなんでも相談してほしいとお子さんに伝えた上で今は少しそっとしておくのはどうか、と見守りを提案。 【その後】母親から電話で、本人が習い事に行き始めたと報告があった。今後子どもの対応など相談してもらって大丈夫であるし、本人が相談室に相談したいということもあればいつでも相談にきてほしい、と伝え終了。		

相談例④ メールのやりとりを繰り返したケース			
相談者	子ども本人	相談の主な内容	心と身体の悩み
子どもの所属	高校生	初回相談方法	メール
主訴	自分を責めてしまう。自分の気持ちがわからない。		
調整概要	【相談内容】子ども本人からメール相談。「部活の部長だけれど部員が多くまとめられない。勉強にも身が入らない。自分がしっかりできていなかだとずっと責めてしまう。頑張りたいのに、家に帰ると疲れて何もできない。自分の気持ちがわからず、どうしたらいいかわからない。」 【対応】メールでやりとりをしながら、子ども本人の気持ちを少しずつ言語化していった。やがて、副部長など他の同級生も部活をまとめるのを手伝ってほしい、皆と一緒に部活を頑張りたい、という思いが浮かび上がってきた。 【その後】子ども本人から自分の気持ちを副部長に伝えた、とメールで報告があった。「そんなに悩んでいたとは知らなかった、これからは一緒に部活をまとめよう、と副部長が言ってくれた。一人で全部頑張らなくていいんだと肩の力がぬけて気持ちが軽くなった」とのこと。引き続きメールのやりとりをしながら見守りを続けている。		

相談例⑤ 「自分で何とかしたい」という子に伴走したケース

相談者	子ども本人	相談の主な内容	対人関係
子どもの所属	中学生	初回相談方法	電話
主訴	気が強い子がいて、グループが嫌いになることがある。なんだかモヤモヤする。		
調整概要	【相談内容】子ども本人からの電話相談。クラスのグループの中に気が強い子がいて、最近その子に指示されるから嫌。気に入らないと急に「消えろ」と言われたりしてモヤモヤする。グループは好きだが、一緒に居られないときがある。他のグループに入るのがいいかなと思うけど、今更他のグループには入りにくい。それでも自分で何とかしたい。親や学校の先生には言いたくない。どうしたらいいかという相談。 【対応】詳しい状況や気持ちを傾聴し、モヤモヤ感を受け止めた。また、自分でなんとかしたい気持ちを大事にして、できることを一緒に考えた。 【その後】入りにくいと考えていた他のグループの友だちに相談したら、入ることができた。前のグループの関係でまだ少しモヤモヤするときもあるけど、他のグループで安心してすごせるようになったからうれしいと報告があった。また一緒に考えようと伝え、その後も、本人から継続的に相談があり、見守りを続けている。		

相談例⑥ 友だちとの喧嘩で混乱した気持ちを整理したケース

相談者	子ども本人	相談の主な内容	対人関係
子どもの所属	小学生	初回相談方法	面談
主訴	友だちと喧嘩した。学校に行きたくない気持ちをどうしたらいいか。		
調整概要	【相談内容】子ども本人が直接来所。学校でもらったオンブズパーソン相談室のカードを見て、相談してみようと思った。クラスの友だちと喧嘩した。うまく仲直りができなくて、学校へ行きたくない気持ちがある。どうしたらいいのかわからないという相談。 【対応】喧嘩の原因や学校に行きたくない気持ちについて傾聴し、うまくできそうな仲直りの方法を一緒に考えた。仲直りは、自分の気持ちを手紙に書いて伝えてみる方法であればできるかもしれないとのことだった。 そして学校に行きたくない気持ちについては、もし親にも話せるのであれば、喧嘩した友だちとの仲直りの方法は考えたけどまだ学校へ行きたくない気持ちもある、ということ話を話してみてもどうかと提案した。 【その後】子ども本人から、「親に話したら1日だけお休みすることになった。1日だけ休んで気持ちを変えて、手紙を書いてみるね。学校に行って仲直りも頑張るよ。オンブズパーソンも親も自分の話をちゃんと聞いてくれて嬉しかった。相談してよかった。ありがとう。」という電話報告があった。「またいつでも一緒に考えようね」と伝えて終了した。		

Ⅱ—6 令和7年度相談活動のまとめ

1 新規相談

小金井市子どもオンブズパーソン相談室(以下、相談室)は、令和4年9月の開設以来、子どもが直接相談できる場所ということだけではなく、「子どもにとってどうすることが一番良いのか」を第一に考えて運営してきました。

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の新規相談件数は57件であり、このうち子どもからの相談が31件、おとなからの相談が26件でした。子どもからの相談の31件のうち16件が小学生からで、9件が中学生からであり、小学校高学年と中学生からの相談が多くを占めています。「相談対象となる子どもの所属(表-3、p. 27)」でみると、中学生を対象とした相談は19件(33.3%)と令和6年度の12件(25.0%)に比べ割合が増えています。

初回の相談方法として特徴的なのが、メールによる相談が15件(26.3%)であり、そのうち子どもからの相談が11件で約7割となっています(表-2、p. 26)。令和7年度は中高生本人からの相談が増えていることもあり、メールが相談しやすい手段であった可能性があります(表-4、p. 29)。また、予約を伴わない来所による面談は12件(21.0%)であり、そのうち子どもからの相談が10件で8割を超えています。令和6年度から引き続き、令和7年度も相談室が“すぐに相談できる場所”として一定程度認識されていると思われます。

「相談者別・月別新規相談件数(表-1、p. 24)」でみると、11月と3月の次に6月、8月、12月と相談件数が多くなっています。これは、小学校6年生と中学校2年生を対象にした、子どもオンブズパーソンによる権利学習や市立小学校での朝礼への参加をはじめ、市内全小学校、中学校、高校等への機関紙や啓発カードの配布を行った時期と概ね一致しています。

このように、子どもオンブズパーソンに直接接する機会があることや、定期的な広報・啓発活動を行うことは、子どもたちが相談室を身近に感じるきっかけの一つになっていると考えられます。これからも、子どもが必要なときにすぐに相談できる身近な場であり続けられるよう、普及活動に努めてまいります。

2 相談に対する活動状況

相談室では、「子どもを問題解決の主体と捉え、子ども自身の気持ちを尊重し、子どもとともに解決方法を考えること」を相談・救済活動の基本としています。このため、子どもやおとなたちには、電話やメール、手紙というツールを利用してもらうとともに、可能であれば直接子どもの話を聴かせてほしいと働きかけてきました。

令和7年度にはじめから直接子どもとつながることができたのは、「相談者別・月別新規相談件数(表-1、p. 24)」のとおり、54.3%でした。おとなからの相談であっても直接子どもから話を聴くことを相談の基本姿勢としているため、積極的に子どもとつながることができるよう努めています。その結果、子どもと直接つながることができた割合は57件中38件(66.6%)で約7割の子どもとつながれました(図-3、p. 27)。令和6年度(70.8%)に比べやや減少しましたが、保護者からの子育てに関する相談や関係機関からの相談などが一定数あったことが一因として考えられます。

「月別の新規相談件数と活動回数(表－5、p. 29)」をみると、新規相談件数は57件で年間の活動回数は 345回であり、いずれも令和6年度と比較して増加しています。特に活動回数の伸びは新規相談件数の伸びを上回っており、継続的な関わりや調整を要する相談が増えたことが影響していると考えられます(表－6、p. 30)。

「手段別活動回数(表－7、p. 31)」をみると、令和6年度に比べ、「電話」による対応は子ども、おとな、関係機関、その他の全てで増加していました。また、子どもとのやりとりでは「メール」が最も多く、おとな、関係機関、その他とのやりとりでは「電話」が最も多くなっています。

今後も、子どもには利用しやすい手段を通じて相談につながる機会を確保するとともに、子どもを支えている周囲のおとなへの支援も含め、それぞれの状況に応じた丁寧な対応に努めていきます。

3 相談内容

令和7年度の相談内容の内訳(図－1、p. 25)をみると、「家庭・家族」に関する相談が13件と最も多く、次いで「対人関係」(8件)、「心と身体の悩み」(6件)、「いじめ」(5件)に関する相談が多い傾向となっています。

子どもからは、「家庭・家族」に関する相談が最も多く12件でした。次いで「心と身体の悩み」(6件)、「対人関係」(4件)、「いじめ」(3件)に関する相談となっており、個人的で周囲に相談しにくい内容も多く寄せられました(図－4、p. 28)。これは、権利学習などを通し、子どもたちに対して「どんなことでも相談していいよ」という周知を継続してきたことに加え、相談室が匿名でも安心して相談できる身近な場として認識されてきたことも背景にあると思われます。

おとなからは、「子育て」(4件)、「対人関係」(4件)、「虐待」(3件)、「学校を除く機関・施設の対応」(3件)など、おとな自身の子どもに関する不安、子どもを取り巻く環境についての内容が多く寄せられました(図－5、p. 28)。

今後も、相談しやすい環境の維持に努めるとともに、多様な相談内容に対応できる体制づくりを進めていきます。

4 課題など

令和7年度は、令和6年度に続き幅広い世代から相談が寄せられました。「相談対象となる子どもの所属(表－3、p.27)」をみると、小学生を対象とした相談が最も多く27件(47.3%)で、そのうち高学年は21件で低学年は6件でした。中学生を対象とした相談は19件(33.3%)、高校世代を対象とした相談は6件(10.5%)でした。一方で、未就学児を対象とした相談は3件(5.2%)にとどまっています。小学校低学年や未就学児については、移動方法や通信手段が限られているため、相談室につながること自体に課題や壁があると考えられます。この課題を踏まえ、令和7年度は12月末にオンブズえんにち、3月末には学童訪問を行うなど、相談室をより身近に感じてもらえるような活動や交流の機会を設けました。

来年度以降も、アウトリーチ活動を継続しながら子どもが安心して「困った」を話すことができる相談室を目指し、子どもの気持ちを中心に置いた相談活動を大切にしていきます。

おわりに

子どもオンブズパーソン 村井 朗子



小金井市子どもオンブズパーソンでは、開設した令和4年から現在まで、さまざまな啓発活動に取り組んできましたが、令和7年度は、新たな2つの活動を開始した年でした。

1 市内の全公立中学校での権利授業の実施

新たな活動の一つ目は、市内の全公立中学校での権利授業です。令和5年から市内の全小学校で6年生を対象とした権利授業は続けており、相談室には小学校高学年からの相談がもっとも多く寄せられていました。その一方で、中高生からの相談が伸び悩んでおり、課題の一つとなっていました。そのため私たちにとって、中学校でも権利の授業を実施したいという思いが強くありました。そして、数年の準備を経て、令和7年度、市内のすべての公立中学校での権利授業の実施が実現するに至りました。授業では、友人関係を想定した仮想事例を題材に、20クラス、延べ738人の中学2年生を対象に授業を実施しました。中学生と直接会うことのできる機会はとても貴重で、今後も精力的に実施していきたいと思います。

2 学童保育所出張交流事業

二つ目の新たな活動は、学童保育所出張交流事業です。子どもオンブズパーソンと相談員が市内の学童保育所を訪問し、ぷくぷくシール・ミニマグネット作りのワークショップ、そしてスタッキング体験を通じて、子どもたちと交流する事業です。ワークショップでは、キラキラした表情で根気強く作ってくれる子、なかなか工程が進まない子を助けてくれる子、最初は興味がなかったけどやってみて自分の新たな興味を発見する子など、様々な反応がありました。私たちとしても、子どもたちの普段のようすが見られたり、「どんな相談が来るの?」と声を掛けてくれる子がいたり、相談室で相談を待っているだけでなく、アウトリーチをして子どもたちの中に入っていくことの大切さを改めて実感させられる機会となりました。

子どもたちが相談したいと思ったときのひとつの選択肢として、子どもオンブズパーソン相談室を選んでもらえるように、これからも型にとらわれないさまざまな形で、普及啓発活動をしていきたいと考えています。

巻末資料

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

付則

前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されることで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えています。

るのです。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていけるために、ここに条例を制定します。

第1章 総則

（条例が目指すこと）

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしのかかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

（この条例で使われることばの意味、内容）

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

- (1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人
 - (2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人
 - (3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設
 - (4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人
- （人権の尊重）

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自分の人権だけでなく、他者の人権についても正しく理解し、互いの人権を尊重しなければなりません。

（みんなが果たさなければいけないこと）

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを十分理解し、その権利を保障するようにしなければなりません。

2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。

3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることとを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。

4 市は、子どもの権利を大切に、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。

2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。

3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。

4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかげがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何のものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかれ、適切な医療が受

けられること。

- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持つこと。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。

(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけて自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。

(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。

(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けることができます。

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

(家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに關して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

(育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を特に行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

(地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保

障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考えや思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

第6章 雑則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

付 則

この条例は、公布の日から施行します。

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日制定

(設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン(以下「オンブズパーソン」という。)を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

(職務の内容)

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(オンブズパーソン)

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

(解嘱)

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブ

ズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。

(兼職の禁止)

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

(代表オンブズパーソン)

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。
 - 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- (オンブズパーソンの責務)

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならない。
- 6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならない。

3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあった事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係る事項

(2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であって、相談又は申立ての原因となった事実が市内で生じたもの

4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなった場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行っている事案であるとき。

(3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

(4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるものを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすることが明らかに適当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほ

か、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるときは、自己の発意をもって当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行った者(以下「申立人」という。)に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

(調査の中止等)

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者(以下「申立人等」という。)及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査等)

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること(以下「事実確認等」という。)ができる。

3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整(以下「調整」という。)を行うものとする。

4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合

は、この限りでない。

- 5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

- 2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。

- 3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

- 3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。

- 4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

- 5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。

- 6 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずるよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。

- 3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、当該要請等への対応状況について、可能な限り市長に報告するよう努めるものとする。

- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。

- 5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があったときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告)

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条から第18条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正) 略

小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

令和4年3月31日制定
改正 令和4年8月30日

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例(令和4年条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

2 条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げるものをいう。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める高等学校もしくは中等教育学校又はこれらに準ずる学校に在学している者

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(オンブズパーソンの会議)

第3条 条例第7条第2項の会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(申立て)

第4条 条例第11条第1項の規定による申立ては、オンブズパーソンに申立書(様式第1号)を提出することにより行うものとする。ただし、やむを得ない認められる場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により申立てを口頭で行う場合は、オンブズパーソンは、申立ての内容を口頭申立記録書(様式第2号)に記録するものとする。

(調査をしない旨の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、調査対象外通知書(様式第3号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の中止等の通知)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、調査中止通知書(様式第4号)により行うものとする。ただし、申立人等に通知する場合であって、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(調査の実施)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、調査実施通知書(様式第5号)により行うものとする。

(処理経過等の申立人等に対する通知)

第8条 条例第14条第4項、第15条第3項、第16条第4項及び第17条第5項の規定による申立人等に対する通知は、処理経過等通知書(様式第6号)により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

(結果の通知)

第9条 条例第14条第4項の規定による市の機関に対する通知及び第15条第3項の規定による市の機関以外のものに対する通知は、調査結果通知書(様式第7号)により行うものとする。

(勧告等の通知等)

第10条 条例第16条第1項の勧告等は、勧告・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正その他必要な措置についての報告)

第11条 条例第16条第3項及び第17条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書(様式第9号)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第16条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小金井市公告式条例(昭和25年条例第11号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

(要請等の求め)

第13条 条例第17条第1項の要請等の求めは、要請・意見表明要求書(様式第10号)により行うものとする。

(要請等の通知)

第14条 条例第17条第2項の要請等は、要請・意見表明通知書(様式第11号)により行うものとする。

(相談・調査専門員)

第15条 オンブズパーソンの職務の遂行を補助するため、相談・調査専門員を置く。

(身分証明書)

第16条 オンブズパーソン及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第12号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(公印)

第17条 オンブズパーソンの公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は、別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管守する。

3 第1項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則(昭和59年規則第8号)

の例による。

(庶務)

第18条 オンブズパーソンの庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別に規則で定める日から施行する。

付 則 (令和4年8月30日)

この規則は、公布の日から施行する。

小金井市子どもオンブズパーソン 令和7(2025)年度活動報告書

令和8年(2026)年7月 発行

〒184-0012 東京都小金井市中町三丁目9番10号 Costa4階
TEL 042-316-1770(事務局) メール s050699@koganei-shi.jp

こ がね い し
小金井市 × **子どもの権利** けんり

こ ども 向 け サ イ ト
2023年 START!



こ がね い し こ けんり
 小金井市×子どもの権利
 こうしき
 公式ホームページ



どんなことでも
だいじょうぶ!
 あんしん そうじん
 安心して相談してね。

子どもオンブズパーソン そうだんほうほう
 相談方法

あ 会 っ て ・ 電 話 で でんわ

こ せんよう
 フリーダイヤル(子ども専用)
0120-770-977

おと ふう
 とな用 **042-388-4370**

そうだん ようび じかん
 相談できる曜日・時間

げつ 月	か 火	すい 水	きん 金	ごぜん 午前1時	ごご 午後7時
ど 土	ごぜん 午前10時	ごご 午後4時			

メールで いつでも

せんよう に ゆうりよく
 専用入力フォームから相談できるよ

てがみ 手紙で いつでも

あてさき
 〒184-0012
 こ がね い し なかちよう
 小金井市中町3-9-10 Costa4階 かい
 子どもオンブズパーソンあて

子どもの権利を実現する

小金井市

こども
オンブズ
パーソン



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

小金井市 子どもオンブズ

